

令和三年度第十二回(三月)

諫早市農業委員会総会

議事録

令和3年度諫早市農業委員会 第12回総会議事録

1 開催日時 令和4年3月28日(月)開会 午後1時10分～閉会 午後2時50分

2 開催場所 諫早市役所 本館5階 大会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 1番 池田つや子 2番 久保 繁 3番 中尾貞治

4番 久本純造 5番 立森和富 6番 前田貞松

7番 中川一範 8番 松尾正晴 9番 長谷川 博

10番 山口勇満 11番 中島康範 12番 松本秀徳

13番 陣野昭則 14番 山口廣三 15番 澤久 進

16番 周防克己 18番 野副栄治

4 欠席委員(1人) 17番 池田武弘

5 付議事件

第1号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第4条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件

第6号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第7号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第8号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件

第9号 地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 増山義洋 主任 半田智也
 事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議長 これより、「令和3年度 諫早市農業委員会 第12回総会」を開会いたします。
 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事務局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。なお、17番・池田武弘委員から欠席の届出がっております。以上で、報告を終わります。

議長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定の議事録署名人を定めたいと存じます。

私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 異議なしということでありますので、議事録署名人に4番・久本純造委員、13番・陣野昭則委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に伴う意見聴取の件」について説明します。

1番、小野地区、宗方町の田11筆、計16,724㎡について、住宅用地として利用するため、農用地区域からの除外の申し出がっております。申出地は市立小野小学校の道向かいにあり、島原鉄道小野駅から約500m以内の位置にあります。申出地の大半は耕作されている農地ですが、中には後継者がいないことから耕作されていない農地もある状況です。本件は、申出者が諫早地区における住宅地の需要に対応するため、まとまった土地を検討していた際に、所有者の方々が今後の土地活用について悩んでいたこともあり、事業計画について説明したところ、所有者全員の承諾が得られたことから今回の申出に至ったものです。当該地については、圃場整備区域に入っておらず、今後も整備の予定はありません。また、周辺部に位置しており、農地の集積への影響がないものと判断されます。除外後は農地法第5条の農地転用申請が予定されています。以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番について何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と

意見することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番の農用地区域からの除外は「やむを得ない」と意見することに決定いたします。

(議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

1番、諫早地区、本明町の農地1筆、1,415㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,405㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約2分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。2番、小栗地区、栗面町の農地1筆、774㎡について、農業経営規模拡大を行うため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,641㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。3番、小野地区、小野町の農地1筆、758㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は48,760.79㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。4番、小野地区、小野島町の農地1筆、5,062㎡について、農業経営を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は5,062㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に21年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。5番、有喜地区、有喜町の農地1筆、542㎡について、遊休農地を解消し、営農を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,210.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されています。また、農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約30分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。6番と7番、またこの後の議案第4号の10番は関連があります。

6番、長田地区、西里町の農地1筆、1,500㎡のうち1,499.58㎡について、遊休農地を解消し、営農を行うため賃貸借10年で借り入れる申請です。

権利取得後の農地面積は9, 210.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されております。また、農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

7番、長田地区、西里町の農地1筆1,500㎡の上空1,499.58㎡を営農型太陽光発電施設として利用するため、区分地上権を設定する申請です。申請地については、農地を賃借する者(6番の借人)の承諾があるため、問題は無いと思われます。

8番、高来地区、高来町法川、高来町小峰の農地2筆、2,032㎡について、遊休農地を解消し、営農を行うため購入する申請です。権利取得後の農地面積は9,210.58㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや軽トラック等の機械も所有されております。また、農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約20分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

9番、森山地区、森山町上井牟田の農地2筆、500㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は6,621㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に20年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

10番と11番は譲受人が同一人の案件です。

10番、高来地区、高来町三部壱の農地1筆、216㎡、

11番、高来地区、高来町泉の農地1筆、448㎡、計2筆664㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は4,595㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

12番、高来地区、高来町法川、高来町黒崎の農地11筆、7,281㎡について、農業に精進するため贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は7,431㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。

13番、小長井地区、小長井町井崎の農地1筆、176㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は14,639.27㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターやトラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事さ

れ、譲受人宅から申請地までは徒歩で約2分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われます。以上で議案第2号の説明を終わります。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、カボチャ、生姜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番と4番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻、麦を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。なお、譲受人の年齢が81

歳と高齢でありますけれども、お孫さんが農業高校に入学されまして、3年後は就農するということです。ご審議お願いします。

議長 3番と4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番と4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、関連がありますので、5番から8番・有喜地区、長田地区、高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、シキミシバを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

委員 6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、借り入れる農地において年間を通し、シキミシバを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件は満たされています。

7番の農地を地区推進委員と確認してきました。農地法第3条第2項ただし書きに記載されている民法第269条の2第1項の地下又は空間を目的とする地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定されるときに該当し、同条第2項の農地を貸借する者の承諾があるため問題はないと思いますが、地区協議会ではいくつかの意見がでました。今回、遊休農地化している農地を借りて、そこに高さ2mの所に営農型太陽光発電施設を設置し、その下でシキミシバを栽培するというような計画でありますけれども、営農計画として10年で利益がでるところまでもっていけるのかということが1点、それから台風等に耐えられるのか、もし被災した場合の責任の所在等がどうなるのかというのが2点目、それから賃貸借契約の10年ということですが、太陽光発電においては10年で収益を確保して、設置した太陽光発電施設を撤去するということは考えられない。ということは、10年以上の賃貸借という形になるだろうと見込まれます。最悪の場合、経営をやめた場合の施設の撤去の問題や権利の譲渡の問題がまだ明確化されておりません。そういう状況の中で、この営農型太陽光発電施設に関しましては、転用ではなくて、地目が農地のまま使用することになるので、農業委員会との関わりも今後も継続することになります。そして、この法人は、認定農業者になっていません。できれば認定農業者になって、基盤強化法での賃貸借に導くというのが適切ではないかと思えます。このことを条件として、許可若しくはそれを約束できない場合は保留ということも含めてご検討いただきたいと思います。

委員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、シキミシバを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。地区協議会ではいろいろ意見がでましたけれども、今回の8番については、農地の売買ということなので、農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、問題ないとの意見でした。ご審議お願いします。

議長 5番から8番について、補足説明がありましたけれども、7番については、意見が出ております。このことに関して、皆様方がどのような意見を持っているのか、聞きたいと思います。まず事務局からお願いします。

事務局 台風や突風による被害については、保険に加入するそうです。責任の所在については、もちろん設置者になるかと思えます。保険での対応になると考えられます。

議長 委員さん方から何かありますか。

委員 水利組合との調整はされているのでしょうか。

事務局 地目が田となっていますので、賦課金が発生するかを含めて地元の推進委員を通じて、今晚、話をすることになっています。

議長 ほかにありませんか。

委員 営農計画をみると1反5畝でシキミシバを栽培し、3年目で13万円位、最終的には19万円位の収入があがるような計画でした。地区の協議会で、はたして3年でそこまで収穫できるようになるか疑問があるとの意見がありました。

委員 6番と7番の権利の設定を受ける法人はどのような関係ですか。

事務局 下の農地で営農をするのが6番の法人で、営農型太陽光を設置するのが7番の法人となります。代表は同じ方ですが、それぞれ別法人となります。

議長 ほかにありませんか。

委員 水田にシキミシバを植え、かつその上に営農型太陽光発電施設を設置するのはあり得ないんじゃないでしょうか。水田に復帰できないんじゃないでしょうか。

事務局 現地は既に水田としての利用はなく、農地も荒れている状況です。現在、水稻作付されている田でシキミシバを栽培するのではなく、遊休化している農地にシキミシバを植えるということです。

委員 6番と7番については、水利組合との調整のことや経営をやめた場合の施設の撤去の問題など不明確な点がありますし、地区協議会でも営農計画に対する意見が出されていますので、もう少し色々なことを確認したうえで、再度審議とした方がいいのではないのでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 それでは、6番と7番は審議保留とし、5番と8番は申請どおり許可することにしたと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、6番と7番は審議保留とし、5番と8番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、9番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、白菜、スイートコーンを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 9番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、9番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、10番から12番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 10番、11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、白菜、馬鈴薯を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 10番から12番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、10番から12番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、13番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 13番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、普通野菜を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

- 議 長 13番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 (議案第3号) ご異議がないようですので、13番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
1番、諫早地区、天満町の畑1筆689㎡のうち法面を除く有効利用面積が294㎡について、貸駐車場用地5台分とする追認の転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地となっております。本件は、平成元年から平成3年頃に建設業を営んでいる申請者が資材置場として整備し、その後、現在まで貸駐車場と利用しており、今回、追認の申請をするものです。申請地については、造成はなく土地を現状のまま利用し、雨水については自然流下で側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付されております。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がなされております。議案第3号については、以上となっております。
- 議 長 議案第3号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して申請内容は適正であると思われまます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 (議案第4号) ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
1番、諫早地区、日の出町の畑1筆752㎡に、併用地6筆を合わせた合計4,933.16㎡について、特定建築条件付土地19区画、うち農地部分が4区画とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当します。本申請ですが、開発区域内に木造平屋建て及び2階建ての住宅を19棟、うち農地部分に4棟を建築する計画となっております。被害防除計画については、盛土を最高2.1m、切土を最高0.3m施し、申請地周辺に擁壁を設置することにより土砂等の流出の被害発生がないよ

うにします。雨水は申請地内に新設する側溝から河川へ放流し、汚水等については合併浄化槽を通じて水路へ放流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

2番、諫早地区、目代町の畑1筆、640㎡について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。パネルは200枚設置し、パネル設置面積は324㎡、売電単価は14円となっております。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地については造成をせず現状のまま利用し、雨水については自然流下で既存の水路へ放流させます。排水施設の使用についての協議は管理者である市と協議済でございます。隣接する農地はなく、資金については残高証明で確認しています。

3番、小野地区、宗方町の田2筆、計1,213㎡について、貸事業所用地とする転用申請です。契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。譲受人は介護事業所等の運営をしている法人の取締役を務めています。本件は宗方町に老人デイサービスセンターを整備するもので、譲受人個人が整備し、自身が役員を務める法人に貸し出すものとなっております。申請地について、土地の造成はなく現状のまま利用します。雨水について水路へ、汚水等について下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

4番、有喜地区、中通町の畑1筆、564㎡のうち法面を除く有効利用面積430.29㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第1種農地に該当しておりますが、集落に接続する住宅の建築のため不許可の例外に該当しております。申請地は、木造平屋建ての住宅を建築するもので、盛土及び切土を最高1mほど施し、ブロック擁壁を設置することにより被害の発生がないようにします。雨水については側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。なお、農用地区域からの除外の決定が令和3年8月16日付でなされております。

5番、真津山地区、貝津町の田及び畑の7筆、計2,485㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定20年、区域区分は調整区域、農振白地で、農地の立地基準については、長崎自動車道諫早インターチェンジから概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。借受人ですが、建設業及び建設仮設部材のリース・販売業を営んでおります。本社は山口県にありますが、九州事務所が長与町にあります。本件は最近注文数が多い西九州地区の業務に対応するため、主に足場材の保管するための資材置場を整備するものです。土地の造成は無く、現状のまま利用します。雨水は自然流下とし、隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

6番、真津山地区、貝津町の田及び畑の22筆、計8,755.8㎡について、分譲住宅用地59区画及び店舗用地とする転用申請で、契約内容は売買、区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件は59区画分の住宅用地を造成し、3店舗分の店舗を整備するものです。なお、農地法上、宅地造成のみの転用は認められておりませんが、本件は都市計画法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域です。同法第29条第1項の許可を受けて住宅及びこれらに附帯する施設の用に供される土地を造成するために、農地を農地以外のものにする場合で、これが確実と認められるときに該当しますので、宅地造成のみの転用が認められます。土地の造成計画については盛土を最高2m行い、擁壁を設置することにより土砂流出の被害がないようにします。雨水については水路へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地なく、資金については残高証明で確認しています。都市計画法第29条第1項に基づく開発許可申請中です。

7番、本野地区、下大渡野町の田2筆、799㎡について、農家住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、市役所本野出張所から概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。本件ですが、県道改良工事に伴う収用移転に伴い、新たに木造2階建ての住宅及び農業用倉庫を整備するもので、盛土を最高0.88m、切土を最高0.82mほど施し、擁壁を設置し、法面保護を施すことにより被害の発生がないようにします。雨水については側溝へ、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については移転補償契約書の写しで確認しています。

8番、長田地区、長田町の畑1筆、289㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。持分については夫が3分の2、妻が3分の1とするものです。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については、水道・下水道の2管が通る道路に接し、500m以内に2以上の公共施設がある農地であるため、第3種農地に該当しております。本件ですが、新たに木造平屋建ての住宅を建築するもので、土地は現状のまま利用します。雨水については側溝へ、汚水等については下水道へ接続する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

9番、長田地区、西里町の田1筆、656㎡のうち法面を除く有効利用面積499.24㎡について、一般住宅を建築し、住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。持分は夫婦2分の1ずつとするものです。区域区分は調整区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、木造2階建ての住宅を建築するもので、盛土及び切土を最高1mほど施し、ブロック擁壁を設置することにより被害の発生がないようにします。雨水については側溝へ、汚水等については合併浄化槽を通じて側溝へ放

流する計画となっております。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。都市計画法第43条第1項に基づく開発許可申請中です。

10番は議案第2号で再審議となった7番に関連があります。

10番、長田地区、西里町の田1筆、1,500㎡のうち、太陽光パネルの支柱93本分部分にあたる計0.42㎡について、営農型太陽光発電施設用地とする一時転用の申請です。パネルは243枚、パネル設置面積は536.57㎡です。パネルの下でシキミシバ200本を栽培する計画です。売電単価は12円となっております。契約内容は使用貸借権設定10年、都市計画法上の区域は調整区域であり、農振農用地区域内の農地となっているため、原則不許可となりますが、一時転用であるため、例外的に転用が可能となります。現在、遊休農地となっている農地で、太陽光パネルの下でシキミシバ200本を栽培するもので、営農者は令和3年8月26日付で設立された農地所有適格法人です。なお、法人の代表取締役も個人で3年前から栽培しているとのことです。被害防除計画については、土地の造成はなく現状のまま利用し、雨水については自然流下で既存の水路へ放流させます。排水施設の使用についての協議は水路の管理者である市と協議済でございます。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

11番、森山地区、森山町杉谷の畑1筆、118㎡について、住宅用地の拡張とする追認の転用申請です。契約内容は所有権移転、売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件は、昭和55年頃に申請者の父が隣接している既存の住宅を拡張する形で整備したもので、今回、売買するにあたり、農地であることが判明したため、転用申請に至ったものです。土地の造成はなく現状のまま利用します。雨水については側溝へ放流する計画となっております。隣接する農地はなく、資金については通帳の写しで確認しております。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで顛末書の提出がなされております。

12番、高来地区、高来町三部壺の畑1筆、443㎡について、資材置場用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借権設定5年、区域区分はその他の区域、農振地域外で、農地の立地基準については、市役所高来支所から概ね300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当しております。借受人の事業所の所在地は福岡市となっておりますが、農林水産省からの委託を受け、調整池の水の採取や水の浄化作用・方法のコンサルタント業務を請け負っており、本件はその業務に必要な小型船、アンカー、浮き等を保管するための資材置場を整備するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用します。雨水は自然流下とし、隣接する農地はなく、資金については現状のまま利用するため、追加の資金はありません。

13番、小長井地区、小長井町井崎の畑1筆、7.76㎡について、住宅用地の拡張とする追認の転用申請です。契約内容は所有権移転で、当事者間の協議により贈与とするものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準に

については第2種農地に該当しております。本件は、隣接地の当時の所有者が平成4年頃に住宅を建築した際に、擁壁部分が申請地まで越境していたものです。今回、土地を売買するにあたり、擁壁の部分が申請地に越境していることが判明したため、転用申請に至ったものです。申請地については、現状のまま利用し、雨水については自然流下となっております。隣接する農地はなく、追加の資金はありませんが、許可なく農地を農地以外のものにしていたことから顛末書の提出がなされております。議案第4号は以上となっております。

議長 議案第4号の説明がありましたので、1番と2番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

議長 1番と2番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番と2番は申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、3番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。議長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、4番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われま

す。議長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番と6番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 5番と6番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 7番について、何かご質問はありませんか。

議 長 (「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番から10番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委 員 8番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

委 員 9番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。

10番については、先程の議案第2号の7番に関連するもので、営農型太陽光施設の支柱部分を一時転用とするものです。議案第2号の7番が再審議となりましたので10番も同様であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 8番から10番について、何かご質問はありませんか。

委 員 10番は、使用貸借10年とありますが、一時転用で10年はいいのでしょうか。そして、たった0.42㎡で営農計画を添付させる必要があるのでしょうか。

事 務 局 一時転用の期間は通常3年が最大でありますけれども、今回のように遊休農地に営農型太陽光発電施設を設置する場合は、10年とすることができるようになりました。そして、営農計画書の提出については、農水省の運用通達において、営農型太陽光発電施設の下で、きちんと営農が行われるかどうかを審査する必要があるため添付させております。

- 議 長 ほかにありませんか。
- 委 員 8番と9番は問題ありませんが、10番については、第2号議案の7番に関連があり、再審議となりましたので、ここで協議すべきではないと思うのですがいかがでしょうか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご意見がありましたので、8番と9番は申請どおり許可することとし、10番を再審議とすることにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することとし、10番を再審議とすることに決定いたします。
- 議 長 次に、11番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 11番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 11番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、11番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、11番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、12番高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 12番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 12番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、12番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、12番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、13番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 13番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 13番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、13番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、13番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第5号)
事 務 局 議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書審議の件」を説明します。

こちらは令和4年2月15日付けで許可した小栗地区、平山町の畑1筆、707㎡の農地に、併用地の雑種地を合わせた合計1,783.71㎡を店舗用地とする5条転用でしたが、初期投資が多額になったことから、契約内容を所有権移転、売買から、賃貸借権設定30年に変更する申請となります。また、工期についても、令和4年3月1日から令和4年8月31日までだったものを、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに変更するものです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 議案第5号の説明がありましたが、1番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(議案第6号)
事 務 局 議案第5号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」について、ご説明いたします。

1番、小野地区、赤崎町の農地1筆、2,188㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

2番から21番は借受人が同一の案件です。

2番、高来地区、高来町泉、高来町金崎の農地3筆、5,566㎡、

3番、高来地区、高来町泉の農地1筆、1,054㎡、

4番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2,075㎡、

5番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、696㎡、

6番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、2,421㎡、

7番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、4,243㎡、

8番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、2,057㎡、

9番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、997㎡、

10番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1,092㎡、

11番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、4,194㎡、

12番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2,073㎡、

13番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、4, 147㎡、
14番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、802㎡、
15番、高来地区、高来町金崎の農地3筆、3, 181㎡、
16番、高来地区、高来町金崎の農地2筆、4, 104㎡、
17番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 079㎡、
18番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 038㎡、
19番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、2, 054㎡、
20番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、769㎡、

21番、高来地区、高来町金崎の農地1筆、1, 871.03㎡、計31筆、
47, 513.03㎡を、農業経営規模拡大を行うため、10月から5月の期間借
地として、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ブロッコリー、
レタスの生産を主体に経営されています。

22番、小野地区、赤崎町の農地1筆、1, 509㎡を、農業経営規模拡大を行
うため、購入する申出です。申出人は、水稻、牧草の生産を主体に経営されていま
す。

23番、小野地区、小野島町の農地8筆、11, 749㎡を、農業経営規模拡大
を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されていま
す。

24番、小野地区、小野島町の農地1筆、4, 363㎡を、農業経営規模拡大を
行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦、アスパラガスの生産を主体に
経営されています。

25番、多良見地区、多良見町舟津の農地3筆、2, 724㎡を、農業経営規模
拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、ミカンの生産を主体に経営
されています。

26番、森山地区、森山町下井牟田の農地1筆、990㎡を、農業経営規模拡大
を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦、大豆の生産を主体に経営さ
れています。

27番、高来地区、高来町汲水の農地1筆、722㎡を、農業経営規模拡大を行
うため、購入する申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

以上、1番から27番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間
を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありました。1番から27番について、何かご質問はありま
せんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から27番は、申出どおり許可することにご異
議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から27番は、申出どおり許可することに決定

いたします。

(議案第6,7号) 続きまして、関連がありますので、議案第6号の28番から39番、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第6号の28番、諫早地区、福田町の農地3筆、1, 434㎡、
議案第6号の29番、諫早地区、福田町の農地2筆、1, 222㎡、
議案第6号の30番、諫早地区、福田町の農地3筆、1, 114㎡、
議案第6号の31番、諫早地区、福田町の農地3筆、1, 297㎡を、議案第7号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の32番、小栗地区、小ヶ倉の農地2筆、2, 219㎡、
議案第6号の33番、有喜地区、早見町の農地2筆、1, 852㎡を、議案第7号の2番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の34番、森山地区、森山地区森山町慶師野の農地1筆、978㎡を、議案第7号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦、蕎麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

同じく議案第6号の34番、森山地区、森山町慶師野の農地2筆、1, 702㎡を、議案第7号の4番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の35番、森山地区、森山町杉谷の農地6筆、6, 083.76㎡、
議案第6号の36番、森山地区、森山町杉谷の農地4筆、1, 170.53㎡を、議案第7号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の37番、飯盛地区、飯盛町後田の農地2筆、608㎡を、議案第7号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第6号の38番、飯盛地区、飯盛町中山の農地2筆、2, 319㎡を、議案第7号の7番に使用貸借15年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリ、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第6号の39番、高来地区、高来町東平原の農地3筆、3, 164㎡を、議案第7号の8番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。

権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、議案第7号の配分計画の変更について、説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、宗方町の農地5筆、5, 199㎡について、議案第7号の9番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年3か月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている小野地区、宗方町の農地3筆、4, 566㎡について、議案第7号の10番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、耕作の利便性向上に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている飯盛地区、飯盛町中山の農地3筆、4, 262㎡について、議案第7号の11番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参、大根の生産を主体に経営しており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である6年7か月となっています。

以上、第6号議案の28番から39番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第7号議案の1番から11番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第6号の28番から31番、議案第7号の1番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の28番から31番を許可し、議案第7号の1番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の28番から31番を許可し、議案第7号の1番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次の議案第6号の32番と33番、議案第7号の2番は、10番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、10番委員の退席を求めます。

(10番委員退席)

議長 議案第6号の32番と33番、議案第7号の2番について、何かご質問はありま

せんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の32番と33番を許可し、議案第7号の2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の32番と33番を許可し、議案第7号の2番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。10番委員の入場を求めます。

(10番委員・入場→着席)

議長 続きまして、議案第6号の34番から39番、議案第7号の3番から11番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第6号の34番から39番を許可し、議案第7号の3番から11番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第6号の34番から39番を許可し、議案第7号の3番から11番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

議長 (議案第8号) 次に、議案第8号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」についてご説明いたします。

下限面積(別段面積)は、都道府県知事が地域の实情に応じて定めることが出来るとされていましたが、平成21年12月施行の農地法改正により、各市町村の農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに規定する別段の面積を設定出来ることとなりました。本農業委員会においては、平成21年12月に別段面積の設定が行われました。その後、平成22年12月に農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、農業委員会は毎年別段面積の設定又は修正の必要性を検討することとされました。このことにより、令和4年度の下限面積(別段面積)の設定について提案するものです。提案内容は、令和3年度から設定面積の変更はなく、農地法施行規則第17条第1項を適用するものとなっています。農地法施行規則第17条第1項第3号の規定により、定めようとする面積未満の農地を耕作している農家数が、総農家数の概ね百分の四十を下回らないように算定することとされています。算定した結果、昨年と比べ、設定面積未満の農家数の割合に大きな変化がなかったことから、令和4年度の別段面積の変更は行わない旨、提案いたします。

議長 議案第8号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、案のとおり別段面積を設定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、案のとおり別段面積を設定することに決定いたします。

議 長 次に、議案第9号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題
(議案第9号) といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号「地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」について、ご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査を実施した結果、農地等に係る登記地目の変更を予定している土地について、農業委員会の意見を求められているものです。

1番から3番の真津山地区、貝津町の市街化区域及び調整区域の土地67筆について、農地から農地以外への変更が61筆、農地以外から農地への変更が6筆予定されています。農地以外への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件以外で、転用履歴等が確認できなかったものについては、農地法の許可の確認が取れていないため、地籍調査課へ一部の案件において農地法の手続き等を必要とすると回答し、農地以外の地目から農地への地目変更が予定されている案件につきましては、特に意見なしと回答いたしたく存じます。以上で説明を終わります。

議 長 議案第9号の説明がありました。何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、農地以外への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件以外で、転用履歴等が確認できなかったものについては、一部の案件において農地法の手続き等を必要とすると回答し、農地以外の地目から農地への地目変更が予定されている案件につきましては、特に意見なしと回答することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、地籍調査による農地地目の変更について、農地以外への地目変更が予定されているもので、公共事業等による許可不要案件以外で、転用履歴等が確認できなかったものについては、一部の案件において農地法の手続き等を必要とすると回答し、農地以外の地目から農地への地目変更が予定されている案件につきましては、特に意見なしと回答することに決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

諫早・小野・森山地区から1件、小栗地区から1件、小野・森山地区から1件、有喜地区から3件、多良見地区から1件、飯盛地区から1件、合計8件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

小野地区から1件、森山地区から2件、飯盛地区から1件、合計4件の通知が出

ています。解約理由としましては、小野地区の1件が売買するため、森山地区の2件、飯盛地区の1件が農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」について報告します。

1番、諫早地区、栄田町の畑425㎡を住宅用地にする届出がありましたが、令和4年3月17日付けで、本件の取消願と新たな5条の転用届の提出がありました。新たな届出については4月の総会で報告いたします。

2番 多良見地区、多良見町木床の畑841㎡を住宅用地にする届出がありました。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番と2番は関連があります。

1番、諫早地区、福田町の登記地目が宅地で、現況地目が畑、1筆217.27㎡を住宅用地にする交換の届出がありました。

2番、諫早地区、福田町の登記地目が宅地で、現況地目が畑、1筆217.27㎡を資材置場用地にする交換の届出です。

3番、諫早地区、栄田町の畑2筆、計614㎡を住宅用地にする売買の届出がありました。

4番、真津山地区、貝津町の畑46㎡を住宅用地にする売買の届出がありました。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、高来地区、高来町建山の田1筆、705㎡のうち49㎡について、農業用資材置場を整備する届出がありました。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

高来地区から1件の非農地通知申出書を受理いたしました。いずれも山林・原野化しており、農振白地です。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議 長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議 長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更	1件。
議案第2号	農地法第3条許可	11件。
議案第3号	農地法第4条許可	1件。

議案第4号	農地法第5条許可	12件。
議案第5号	農地法第5条許可後の計画変更承認	1件。
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	39件。
議案第7号	農地中間理事業に係る農用地利用配分計画	11件。
議案第8号	農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件	1件。
議案第9号	地籍調査による農地地目の変更に伴う意見聴取	1件。

以上、審議件数は、全部で78件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事 務 局 (事務連絡)

議 長 それでは、これもちまして、令和3年度諫早市農業委員会第12回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)